

## 美浜町国際交流員の派遣等に関する事務取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、町民又は町内の団体が実施する国際交流活動等に対して、町が国際交流員の派遣等をする場合の手續等について、必要な事項を定めるものとする。

### (対象)

第2条 派遣等の対象となる活動は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1)主に町内に在住、通勤、通学又は通園する者を対象に行う活動であって、次のいずれかに該当するものであること。

ア 国際交流活動

イ 異文化理解のための活動

ウ 教育機関や児童福祉施設等における特別活動及び課外活動

エ その他町長が特に認める活動

(2)おおむね10人以上の参加者を見込んで実施される活動であること。

(3)公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれがある活動でないこと。

(4)政治、宗教又は営利を目的として実施される活動でないこと。

### (派遣場所及び日時)

第3条 国際交流員を派遣する区域は、原則として町内とする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 国際交流員の派遣は、原則として国際交流員の勤務時間内において行うものとし、1回の派遣時間は、おおむね2時間までとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

### (派遣等の申請)

第4条 派遣等を受けようとする町民又は町内の団体（以下「申請者」という。）は、原則として派遣等を希望する日の2週間前までに、美浜町国際交流員派遣申請書（様式第1号）又は美浜町国際交流員翻訳依頼書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

### (派遣等の決定)

第5条 前条の規定による申請又は依頼があったときは、町長は国際交流員の業務予定等を勘案して派遣等の可否を決定する。

### (費用の負担)

第6条 国際交流員に対する謝礼等は、不要とする。

2 活動の実施に係る旅費や会場の準備、材料等に要する費用は、申請者が負担するものとする。

### (派遣等の取消し)

第7条 申請者が申請と異なる活動を行ったとき又は派遣等の目的を達成することができないと認めるときは、町長は派遣等を取り消し、又は中断することができる。

(実績報告)

第8条 国際交流員の派遣を受けた申請者は、派遣完了後14日以内に、美浜町国際交流員派遣実績報告書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年1月15日から施行する。